

科目名	民事訴訟法 Civil Procedure							
科目担当者	村田 治彦 MURATA Haruhiko							
単位数	4	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	通年	
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(3)(4)	
授業の概要	<p>本講義の対象は、民事事件についての「判決手続」、すなわち、実体法が定める権利・義務が争われた場合に、紛争当事者が裁判所に対して行う、訴え提起行動に始まり、審理を経て、判決に至るまでの第1審の訴訟手続の過程を中心に講義する。</p> <p>憲法や民法との関連性、ADRと比較しながら、民事訴訟手続の流れやその特徴を押える。</p> <p>その後、個別の手続の流れに即して重要な問題点を考察する。その際に、抽象的な理論の説明にとどまると、理解困難なため、判例を題材にして、民訴法学の内容及びそれが抱える課題を明らかにして、課題の克服の方向を模索する。</p> <p>また、各種試験の問題を取り上げ、授業で説明した基本をどう押えればよいか手ほどきする。</p>							
授業の到達目標	<p>①民事事件についての第1審の「判決手続」の知識を身に付け、実体法と異なる、手続法の特徴を理解する。</p> <p>②訴えの提起、訴訟要件、口頭弁論、判決の各段階の原理・原則を理解する。</p> <p>③法的思考としての法的三段論法に基づいて、法律の条文を解釈して、自分が出した基準に事例を当てはめて、結論を導くことができる。</p>							
授業計画・内容	1	オリエンテーションー民事訴訟とは？	16	口頭弁論と諸原則	2	ADR 総論	17	口頭弁論の規律
	3	ADR 各論	18	争点及び証拠の整理	4	憲法・実体法と民事訴訟法との違い	19	訴訟行為と当事者の欠席
	5	要件事実論	20	弁論主義	6	訴訟要件	21	主張責任
	7	訴訟にかかわる人々 (1) ー裁判所	22	自白	8	訴訟にかかわる人々 (2) ー当事者	23	証拠
	9	訴えの提起ー処分権主義	24	自由心証主義	10	訴訟物	25	証明責任
	11	訴えの利益 (1) ー給付の訴	26	証明責任の分配	12	訴えの利益 (2) ー形成の訴	27	証明とその必要性
	13	訴えの利益 (3) ー確認の訴	28	当事者行為による訴訟終了と判決	14	当事者論ー当事者能力・訴訟能力	29	既判力の客観的範囲
	15	当事者適格	30	既判力の時的限界				
授業外学修 (事前学修)	<p>法律学の説明は理解しづらいので、予習するとすれば、授業計画のテーマについて、教科書の該当箇所部分に目を通し、専門用語の意味等を予め調べ、臨む(毎週60分)程度にし、予習よりも復習を重視する。</p>							
授業外学修 (事後学修)	<p>動画を見て復習し(毎週90分)、Googleフォームに授業のポイント、感想、質問等を記し、難解と思われる、民事訴訟の基礎をしっかりと押さえた上で(毎週60分程度)、レポート課題が提示された場合には、それを行う(8時間程度)ことを通じて、到達目標に少しでも近づけるように努力する。</p>							
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率	到達目標との対応		
	定期試験				60%	①、②、③		
	毎回の課題(授業への貢献)				20%	①、②		
	レポート課題				20%	②、③		
成績評価基準	<p>秀：(評点90点以上)到達目標を極めて高い水準で達成している場合</p> <p>優：(評点80点～89点)到達目標を高い水準で達成している場合</p> <p>良：(評点70点～79点)到達目標を一定の水準で達成している場合</p> <p>可：(評点60点～69点)到達目標を最低限の水準で達成している場合</p> <p>不可：(評点60点未満)到達目標に達していない場合</p>							
教科書	川嶋 四郎・笠井 正俊(編)『はじめての民事手続法』(有斐閣・2020)							
参考文献	講義時に適宜指示する。							
その他	パソコン操作、Word、インターネット・メールの利用等情報処理論で学んだことはできる必要がある。							